

パーソナルデータの保護と利活用

—改正個人情報保護法とその影響—

佐藤 一郎

ビッグデータの発展により、個人に関する情報が大量に集積・利用できるようになった。その利活用により新しいビジネスを生み出す一方で、プライバシー侵害などの個人の権利利益の侵害に対する不安も大きくなっている。こうした状況を受けて、2015年9月に個人情報保護法改正が成立した。同改正では、個人情報定義の明確化や、同意なしの第三者提供のための新しいデータ類型、個人情報に関する第三者機関の設立などがあり、それらはオペレーションズ・リサーチを含むデータ活用に大きな影響を与えることが予想される。本稿では個人情報保護法改正を中心にパーソナルデータを取り巻く状況を概説していく。

キーワード：パーソナルデータ、匿名化、個人情報保護法、プライバシー

1. はじめに

社会の情報化の進展は大きな利便性をもたらす一方で、その副作用も無視できなくなっている。その一つはプライバシー問題を含む個人情報に関わる問題である。コンピュータやネットワークを利用して、大量の個人情報が収集・利活用されており、今後も拡大していくものと予想される。しかし、個人情報は、その性質上いったん誤った取り扱いをされると、プライバシー侵害など個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。実際、ベネッセの顧客情報の流出をはじめとして、事業者からの顧客情報等の大規模な流出や、個人情報の売買事件が多発し、社会問題化している。さらにプライバシーに関する不安も高まっており、また、安全管理をはじめとする企業の個人情報保護の取組への要請も高まっている。

こうした状況を受けて、2015年9月、個人情報保護法が12年ぶりに改正された¹。今回の法改正は広範囲であり、今後、企業はもちろん、学会などの組織、さらに個人まで影響が及ぶ。これを機会に同法改正を理解しておいてほしい。なお、筆者は法改正を議論した政府IT総合戦略本部（事務局は内閣官房）「パーソナルデータに関する検討会」委員及び同検討会「技術検討ワーキンググループ」主査として法改正骨子を作る作業に関わった。その経験を含めて、改正個人情報保護法の主要項目と実務への影響について概説する。

- ・ 個人情報定義の明確化
- ・ 機微情報の厳格化
- ・ 同意なしの第三者提供
- ・ 個人情報に関する第三者委員会の設置
- ・ グローバル化への対応
- ・ 小規模事業者の適用除外の廃止

なお、以降では2003年に成立した個人情報保護法を現行法と呼び、2015年9月に成立した改正個人情報保護法を改正法と呼ぶ。現行法と改正法の両方を指すときは個人情報保護法と呼ぶ。

2. ビッグデータとパーソナルデータ

改正作業を担当した内閣官房によると、今回の改正目的は、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現としている。このため、パーソナルデータ、そして個人情報、プライバシーを取り巻く状況を概観しておく。

ビッグデータの流行とともに、データが生み出す価値に注目が集まっているが、ダボス会議で有名な世界経済フォーラムが2011年にまとめたレポート「パーソナルデータ：新たな資産カテゴリーの出現」[1]では、「パーソナルデータは新しいオイル、つまり21世紀の価値ある石油」と指摘している。その背景は、ビッグデータの発展とともにパーソナルデータを利活用した利便性の高い新たなサービスが誕生する可能性が高くなると予見できるからである。その利活用によって

さとう いちろう

国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系
〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋2-1-2
ichiro@nii.ac.jp

¹ 改正法の施行は、成立（2015年9月）から2年間以内とされており、遅くとも2017年9月までには施行されることになる。

は個人本人の権利利益の侵害も起きうる。特にビッグデータにより、個人に関する情報が大量に集積・利用されることによって、プライバシー侵害に関する不安も大きくなっている。

また、産業界におけるパーソナルデータに対する需要も変化している。昨今、話題となったビッグデータは、様々な目的に利用されるが、その中でも最有力なのはマーケティング分野での利用である [2]。従来のマーケティングは均質なマス市場を前提に、その中で典型的な消費者を少数サンプリングして、消費者の関心や行動を分析していた。しかし、いまは消費者は多様化が進んでいる。さらに消費者と企業の関係も変わってきている。実際、インターネット普及以前と違い、消費者は企業の宣伝よりも、インターネット上の他の消費者の言動を重視するようになってきている。読者にも経験があると思うが、家電製品を購入するとき、メーカーのカタログや店員の説明よりも、その製品をすでに買っている人がインターネット上に書き込んだ口コミを重視することが増えている。この結果、企業が消費者の関心・購買行動を把握するには、消費者一人ひとりのパーソナルデータ、特に関心や購買行動を詳細に把握する必要がある。その典型例が Amazon に代表されるようにネット通販である。Amazon では他の顧客の行動を販売促進に積極的に利用しており、例えばある商品に関心を持つ人に対して、その商品を購入または関心を持つ別の消費者の購入商品を紹介するという販売促進を行っている。

なお、各消費者の購買履歴を記録・利用することから、大量のパーソナルデータに対する分析が必須となり、これがビジネス分野でビッグデータを必要とする大きな理由になっており、その意味ではマーケティングの変化がビッグデータ技術の需要を生み出したといえるし、そのマーケティングにおいて主要な情報が、顧客ごとの購買履歴や関心などのパーソナルデータとなっており、パーソナルデータは現代のビジネスにおいて主要なデータとなっている。さらにそのパーソナルデータも変化してきており、下記の三つに大別できるだろう [3]。

- (1) 個人が主体的に提供したデータ。ユーザ登録などの情報に相当し、個人本人も提供した認識がある。
- (2) 観測されたデータ。カメラやセンサーを通じて個人の行動などを観測した結果であり、位置情報や購買履歴、Web の閲覧履歴なども同じ位置づけになるだろう。ただし、個人は観測されたことに気づいていないことが多く、また観測データを見ら

れるとは限らない。

- (3) 推論されたデータ。これはプロファイルとも呼ばれ、個人に関わる断片的な情報と、他の情報を組み合わせることにより、その個人の行動や特性などを推定したデータである。個人本人はデータの存在すら知らないことが大半だろう。

従来、パーソナルデータという種別 (1) を考えれば十分であった。技術の進歩などにより、従来にはないパーソナルデータが増えている。ビッグデータにおけるデータ利活用では種別 (3) のデータも大きな位置を占めている。なお、Internet of Things (IoT) で問題になるのは種別 (2) となる。こうした新しい種類のパーソナルデータとして分析技術の進歩は、プライバシー侵害を含む新たな問題を生み出しうることから、日本だけではなく、欧米でもパーソナルデータに関する法制整備が急展開している。

ここで用語を整理しておきたい。パーソナルデータとは個人に関する情報全般を指すが、プライバシーと呼ばれる情報は人によって違うだけでなく、同一人物でも状況に応じて違ってくる。プライバシーの保護は重要でも、プライバシーは定義不能であり、定義できない対象を保護する法律は作れない。代わりに後述する個人情報というある程度明確に定義可能な対象を保護することによって、間接的にプライバシーを保護するという考え方となっている。このため、プライバシーの範囲と個人情報の範囲は完全に一致しているわけではない。

3. 個人情報保護法の改正

さて法改正に関して、オペレーションズ・リサーチ及びビッグデータの文脈から解説していく。なお、改正法の特徴は、各定義や基準等の細目については法律ではなく、政令及び規則に委ねていく方向となったことである。これは技術の進歩などによる個人情報やその取り扱いに変化していることから、機動的な対応が求められるためである。さらに一部には民間自主ルールの策定することを想定している部分もある²。主要な政令及び規則は、後述する個人情報保護委員会が行うが、本稿執筆段階では規則整備の作業中である。

3.1 個人情報定義の明確化

個人情報保護法は文字どおり、個人情報と呼ぶ情報を保護する法律であり、その個人情報を正しく知るこ

² 民間自主ルールに沿わない事業者の取り扱いなど、不明確な部分も多い。

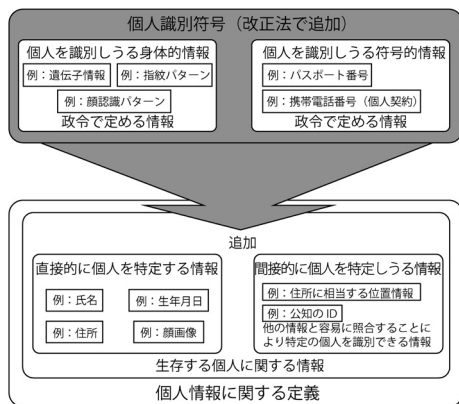


図1 改正法における個人情報の明確化（個人識別符号の追加）

とが同法の理解に必須であり、研究や事業で個人情報を不適切な取り扱いを避ける第一歩となる。現行法における個人情報の定義は、(1) 生存する個人に関する情報であり、(2) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう（「識別性」）、(3) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定個人を識別することができるものも含まれる（「容易照合性」）。企業などから手持ちの情報が個人情報か否かの判断がつかない、つまりグレーゾーンの問題が指摘されていた。そこで改正法では、(1) から (3) の定義に加えて個人情報となる具体的な情報を政令で定めることとした（図1）。この情報のことを改正法では個人識別符号と呼ぶ。現在、後述の個人情報保護委員会で個人識別符号の対象の選定と政令作りが進んでいるが、例えば指紋データや顔識別パターン、DNA、パスポート番号などが候補とされている³。

個人識別符号に含まれない情報に関しては引き続き個別に判断する必要がある。例えば電子メールを例にとると、筆者のメールアドレス `ichiro@nii.ac.jp` のように組織を類推でき、個人名などが特定できる場合は個人情報として扱われることになるが、一方でフリーメールで、ユーザ名が無作為な記号列の場合は個人情報として扱われるとは限らない。同様に個人の位置情報もすべからず個人情報とはいえないとしても、深夜の位置情報は自宅住所となることが多く、その場合は個人情報として扱うことが適切となるだろう。

なお、改正法でも (1) から (3) は変更ないが、法改正の国会審議を通じて、(1) から (3) の整理も進んだ。従

来、(3) の「容易に」の範囲が個人情報の解釈でしばしば問題となってきたが、政府答弁で通常基準という概念が出された。これは一般の企業などで、知り得る情報で照合できるという範囲で、個人を特定できる情報を (3) における個人情報とする解釈である。また、特定個人を識別することとして氏名到達性、つまり対象の個人の名前がわかることと解釈されることがあった。しかし、国会審議で氏名到達性は要件ではないという政府見解が出された。この結果、名前がわからないまでも、特定の誰かとわかる場合は個人情報となる⁴。

個人情報保護法は民間事業者を対象にしているが、読者が国立大学や独立行政法人に属している場合は、行政機関または独立行政法人などの個人情報保護法の対象となり、(3) の定義は「容易に」がなく、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定個人を識別することができるものも含まれる」となる⁵。つまり、ある情報から何らかの方法で、個人が特定できれば個人情報となる。例えば私立大学の研究者から被験者に関わる情報を含む研究データを国立大学の研究者に提供した場合、前者は個人情報でなくても後者では個人情報になることがある。また、地方自治体はそれぞれが個人情報保護条例を制定しているが、同条例は自治体ごとに微妙に相違しており、地域によって違うことになる⁶。

3.2 機微情報の厳格保護

法改正では機微性の高い個人情報のための類型が作られ、他の個人情報より厳格な保護を行うことになった。具体的には人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害を受けた事実および前科・前歴などの情報を要配慮情報という名称で定義する。そして、要配慮個人情報に関しては本人の同意を得ない取得は禁止され、第三者提供するには事前同意が必須となる。従来、国内

⁴ なお、本稿では個人情報と個人データを明確に分けずに説明しているが、後者は法的には個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。ここで個人情報データベースとは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

⁵ 行政機関及び独立行政法人の個人情報保護法の改正作業は総務省に設置された「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」で議論がされ、2016年3月改正法案が閣議決定した。なお、筆者はその研究会の委員である。

⁶ 例えば個人情報保護法における(1)に相当する部分に関して、生存する個人だけでなく故人も含む条例を定めている地方自治体も少なくない。個人情報の取扱いを定めている法令は、地方自治体などの条例を加えると、2,000個近くあり、それぞれが微妙に相違しており、通称2,000個問題と呼ばれる。地域の医療データを他の地域や国で利用する場合は大きな問題となる。

³ 法改正議論では、個人識別符号に関しては個人情報に準ずるデータ類型として導入することも検討された [4, 5]。

では機微性のある情報は各省のガイドラインで取り扱いを規定することが多かったが、EUを含む一部の外国はセンシティブデータ (Sensitive data) として一括して保護制度を作っており、海外と同様に規定されることになる。改正法では要配慮個人情報の安全管理は一般の個人情報との差違がないが、情報の機微性を考慮して、他の個人情報とは明確に分けて厳格に保存・管理すべきであろう。なお、要配慮情報は保護すべき情報だが、学術研究の制約になる可能性もある。仮に病歴の範囲を広く取ることになると、間接的に病歴が推定できる情報も対象に含まれる可能性があり、医療系の研究に影響が出ることが予想される。

3.3 同意なしの第三者提供

データの利活用では、データ取得者にとって価値がなくても、第三者にとっては価値があるケースも多い。しかし、個人情報を含むデータを第三者に提供する場合、個人情報保護法の制約を受ける。例えば第三者提供前に、そのデータに含まれる個人情報の個人本人の同意などが必要である。しかし、データの加工により個人の特定性をなくせば、個人情報ではなくなるのだから、個人情報保護法の制約は受けない。こうした加工をしばしば匿名化 (または秘匿化) と呼ぶ。その加工手法には、一般化、あいまい化、トップコーディング、ノイズ付加、データ交換、疑似データ挿入、レコード削除などが知られており、それらを組み合わせて加工することになる。

ただし、匿名化は万能とはいえず、任意データを匿名化するような汎用的な方法はない。例えばデータ中に年齢が含まれている場合、年齢から個人が特定されることを防ぐために、年齢を十歳単位等に切り捨てて、対象年齢層に複数の人が含まれるようにすることで個人の特定性をさげる。しかし、対象者の中に 90 歳代の方が一人しかいなければ結局、十歳単位等に切り捨てても一人に絞られてしまう。つまり、どのように加工するかは、対象データの特性、例えば種類や統計的なバラツキなどに依存することになり、データごとに匿名化方法・程度を決める必要がある。さらにデータを加工して個人の特定性を排除すること、データの利活用は相反する。マーケティングなどで、年齢を十歳単位に切り捨てたデータを使う場合、例えば 20 代前半と 20 代後半を区別できず、役に立つとは限らない。そこで、法改正では個人情報の保護と利活用を両立する方法として、匿名加工情報と呼ばれる、同意なしの第三者提供のための新しいデータ類型と枠組みが導入される [4, 6]。匿名加工情報とは、個人情報を加工し

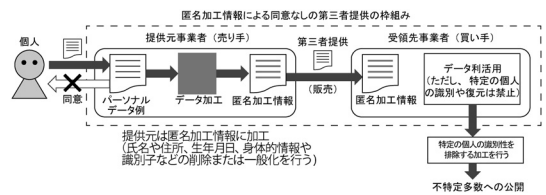


図 2 匿名加工情報による同意なしの第三者提供

元データ	氏名	住所	生年月日	指紋	購買品
	佐藤太郎	東京都千代田区岩本町 1-13-5	1980年 10月 1日		毎朝新聞 (2016年 5月 12日)、 オペレーションズ (2016年 5月 12日)
	鈴木花子	東京都千代田区一ツ橋 2-1-2	1985年 9月 17日		午前の紅茶 (2016年 5月 12日)、 雑誌 ORマガジン (2016年 5月 13日)

仮IDに置き換え ↓ ↓ ↓ 一般化 (町名以下を削除) ↓ ↓ ↓ 一般化 (月日を削除) ↓ ↓ ↓ そのまま

匿名加工情報	仮ID	住所	生年月日	指紋	購買品
	385161	東京都千代田区	1980年		毎朝新聞 (2016年 5月 12日)、 オペレーションズ (2016年 5月 12日)
	516055	東京都千代田区	1985年		午前の紅茶 (2016年 5月 12日)、 雑誌 ORマガジン (2016年 5月 13日)

注: 仮IDへの置き換えを匿名加工情報とするか否かは法解釈上の議論がある

図 3 個人情報から匿名加工情報への加工例 (イメージ)

て個人の特定性を低減した情報であり、この情報であれば手続きをとれば、個人本人への同意がなくても第三者提供が許される。ここで注意されたいのは低減であって、排除ではない点である。このため、匿名加工情報は外部情報と照合などにより、個人の特定期間が残っている情報となるが、その代わりに、提供先 (および提供元) において、匿名加工情報からの個人の特定期間及び加工したデータを元に戻す行為を法的に禁止することにより、個人情報を保護するという枠組みである (図 2)。個人情報から匿名加工情報への加工に関わる基準・規定等は政令で定められるが、本稿の執筆段階では、その政令は明らかになっておらず、匿名加工情報はその全容が見えていないとはいえない。このため、法改正を議論した前述の技術検討ワーキンググループにおける想定を図 3 に示しておく。

なお、匿名加工情報に関しては新しい制度であり、改正法の当該条文の解釈には議論が出てくるとと思われる。また、匿名加工情報の第三者提供に法的な制約が加わるが、そもそも提供先が公開されないことから、提供先において匿名加工情報が不正な取り扱い、つまり個人の特定期間が行われていたとしても、個人本人も気づくことが難しいなどの根本的な問題も残っている [6]。

3.4 個人情報に関する第三者委員会の設置

現行法では事業者などが個人情報を適切に扱っているかを指導・監督するのはその事業者の業種により定められた所管大臣となり、その大臣の省庁が報告徴収、助言、勧告、命令を行ってきた。これは当該業種に知見をもつ省庁が担当することになり、業界を考慮したガイドライン作成など、業種の特質を考慮した個人情報保護が行いやすいが、一方で個人からみると、個人

情報に関わる権利利益の侵害が起きても、どの省庁に相談すればいいかはわかりにくい。また、省庁は業種を発展させる立場もあり、個人よりも事業者優遇とはいわないまでも、個人情報保護を厳格に指導・勧告を行う省庁とそうではない省庁があるという指摘があった。この問題を解決するため、海外では個人情報に関わる独立性の高い組織（第三者機関）を導入する国が多く、日本でも同様の組織の設立が望まれていた。

そこで改正法では、マイナンバーなどを扱う特定個人情報保護委員会を改組して、個人情報保護委員会という組織に一元化することにより、個人情報に関わる独立性の高い組織が設置された。これにより個人から見ると、事業者における個人情報に関する相談窓口が一本化され、また対外的にも個人情報保護に関する海外との交渉などの窓口となる⁷。ただし、個人情報保護委員会の人員・予算規模からその活動は限定されるため、各府省庁の協力を仰ぐことになる。

3.5 グローバル化への対応

現行法の施行以降、ITの進歩同様に、グローバル化も急速に進んだ。個人情報はSNSやクラウドコンピューティングなどを通じて国境を越えており、例えば(1)日本に居住する者を対象にサービスを提供する海外事業者が個人情報の不適切な取り扱いをしていても、法的対処手段がない。海外展開している日本企業が、(2)海外顧客や従業員のパーソナルデータを日本に保持することに海外のパーソナルデータ関連法律などの制限が及び、データの利活用に大きな支障が生じる。法改正では(1)に対する対策として、海外事業者に対する不適切な取扱いに対処するために外国執行当局への情報提供に関する規定を整備する。また個人情報保護委員会が日本と同等の個人情報保護制度がある国を認定して、認定国の事業者との個人情報のやりとりを容易化する一方、そうではない国の事業者が個人情報を渡すときは、その事業所における個人情報の取り扱いを厳格化することである。(2)については海外の国に対して日本の個人情報保護に関わる法制度が適切と認めさせることが第一歩となる。

ところで日本の個人情報保護法はOECDが1980年に採択したプライバシー規範をベースにしており、同様に同規範をベースにしている欧州とは類似性が高いとされる。一方、米国には日本や欧州のような明確な

個人情報の定義は存在しない。これはいわゆる大陸法と英文法の違いに起因する。前者と比べて後者は法令は緩くなるが、個人の権利利益やプライバシーの侵害被害に応じて司法判断することになるために、事業者は訴訟リスクに晒され、実際、司法費用が嵩むことになる⁸。さらに日本の場合、事業者は行政に対して、ホワイトゾーン、つまり法的に問題のない範囲を事前に知りたがる傾向がある。行政側はまだ始まっていないビジネスに対して、違法性などは判断できないので、確実に問題のない範囲を提示するしかなく、これが利活用範囲を狭める結果となっている。

海外の状況を解説しておく。米国は2012年2月、消費者プライバシー権利章が公表され、2013年7月にOECDのプライバシー権利章が改正された。そしてEUにおいては2014年3月には欧州議会本会議において、パーソナルデータ保護規則案が可決されるなど、海外ではパーソナルデータ保護及びプライバシーに関する議論や法整備が急速に進んでおり、日本は保護面で遅れ気味であることは否定できない。また、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)には、個人情報を含む情報の電子的手段による国境を越える移転を許可するという旨の条項があり[7]、個人情報の国間移転は広がるだろう。仮にビッグデータによりデータの保有・利用が経済活性を生み出すというのであれば、海外の方々から日本の事業者に安心してデータを預けられる法制度を整備することが第一歩となる。

3.6 その他の変更点

現行法では取り扱う個人情報が5千件以下の場合、個人情報に関する取り扱いの一部が除外されているが、法改正ではその除外規定が削除される。これは小中規模事業者（個人営業の床屋や飲食店を含む）も大規模事業者と同等に個人情報の保護措置が必要ということになるが、一部の研究機関や学会は保有する個人情報件数が少なく、個人情報に関する明確な規定や体制を作っていなかった組織は早急な対策が必要となる。

個人が事業者におけるその個人に関する情報に関して開示請求権が導入され、司法を通じて個人に関する情報を知ることができるようになる。また、不正な個人情報の流出を防ぐために、事業者が体系化された個人情報等を第三者提供したときは、提供の年月日、提

⁷ 逆に言うとこれまでは個人情報保護に関する海外との交渉などの窓口が明確ではなく、国際的な制度を決める国際会議や委員会に、日本を代表して出席する組織がなく、国際的な取り決めなど参加・貢献することは困難であった。

⁸ 改正法の議論では、一部の経済団体はパーソナルデータに関わる法制度を米国式にしたいという意見を出す一方で、前述の開示請求などの司法的仕組みの導入に強く反対していた。しかし、米国式にする以上は裁判による解決に委ねるしかない、両要求を同時に行うことは矛盾するともいえる。

供先の氏名等の記録などの義務（第三者提供時確認記録義務）が加えられた。これはベネッセから顧客個人情報的大量流出を受けて、急遽、盛り込まれた規定であるために該当情報の提供頻度の多くなりがちな情報システムにおいては記録義務を如何に実現するかという課題が残されたままとなっている。

4. 技術と法制度の一体化

現在、個人情報やプライバシーに関わる問題のいくつかは IT という技術がもたらしている側面は否定できない。その意味ではプライバシー問題は IT の生み出した公害となってしまう。IT を含めて技術が生み出した問題は技術で解決すべきだが、それが技術だけで解決できなければ法制度を連携することは有用である。今後、個人情報に限らず、技術に関わる研究開発の段階から技術が生み出す問題を解決する法制度も同時に検討・提案していく必要が出てくるだろう。例えば Google はヘッドマウントディスプレイ付きのウェアラブルカメラの商品化を試みたが、ユーザがそれを装着して、カメラにより第三者を撮影すると、その第三者のプライバシーも記録してしまう可能性があることから、プライバシー問題が指摘されて、一般向けの販売を断念することになった。しかし、ウェアラブルカメラのプライバシー問題は以前から指摘されてきた問題であり、本来、Google が行うべきだったことは、ウェアラブルカメラの製品開発と同時に、ウェアラブルカメラの利用に関するガイドラインを作り、その遵守をユーザに求めることにより、プライバシー問題を最小化すべきだったろう。また、ガイドラインで不十分であれば、ウェアラブルカメラによるプライバシー問題を低減するための法制度をつくり、それを各国の行政機関や立法機関に提示することも考えておくべきだったろう。今後は技術と法制度は不可分といえ、一体として考えることが適切になるだろう。

5. まとめ

前述のように今回の改正目的は、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現となっている。同法は産業振興ではなく、文字どおり保護法なので予

盾しているようにみえるかもしれない。一方で、経済活性化には企業が個人情報を含むパーソナルデータを保持する必要があるが、個人が企業に大切な個人情報を渡すには企業側が受け取った個人情報を適切に保護することが前提となる。その意味では個人情報の保護のための規制と利活用促進は矛盾しない。法改正は成立したが、技術は進歩しており、今後も個人情報に関わる新たな問題が現れるだろう。幸い、法改正の付帯決議で個人情報保護法を3年ごとに見直すことが明記された。今後は法施行と改正作業が並行して進むことになるだろう。今後、企業だけでなく、大学や公的研究所で、パーソナルデータを扱う方々は、その時点で施行されている個人情報保護法だけでなく、改正状況をみしておく必要があるだろう。最後に参考文献を示しておく。改正法は政令依存部分も多く、条文だけでは全容がわからない。このため、改正作業担当者による条文解説を読まれるとよい [8, 9]。

参考文献

- [1] World Economic Forum, "Personal Data: The Emergence of a New Asset Class," 2011, <http://www.weforum.org/reports/personal-data-emergence-new-asset-class> (2016年2月20日閲覧)
- [2] 佐藤一郎, "第1章 ビッグデータの実像"『ビッグデータを開拓せよ』, 坂内正夫(編), 角川書店, pp. 35-60, 2015.
- [3] 佐藤一郎, "第7章 パーソナルデータとビッグデータ"『ビッグデータを開拓せよ』, 坂内正夫(編), 角川書店, pp. 215-236, 2015.
- [4] 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 総合戦略本部) パーソナルデータに関する検討会技術検討ワーキンググループ, "技術検討ワーキンググループ報告書:「(仮称) 個人情報」及び「(仮称) 個人特定性低減データ」に関する技術的観点からの考察について (2014年5月)," <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai10/siryou1-2.pdf>
- [5] 佐藤一郎, "パーソナルデータに関わる制度改正動向," 電子情報通信学会誌, **98**(3), pp. 178-187, 2015.
- [6] 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 総合戦略本部) パーソナルデータに関する検討会技術検討ワーキンググループ, "技術検討ワーキンググループ報告書 (2013/12/10)," <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai5/siryou2-1.pdf>
- [7] 内閣官房 TPP 政府対策本部, "環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) (和訳)," http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151110_zensyougaiyou.pdf (2016年2月20日閲覧)
- [8] 瓜生和久(編著), 『一問一答 平成27年改正個人情報保護法』, 商事法務, 2015.
- [9] 日置巴美, 板倉陽一郎, 『平成27年改正個人情報保護法のしくみ』, 商事法務, 2015.